

輪島市監査公表第23号

平成29年11月16日付発監査第248号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年12月11日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和





取 放 第 7 6 号

平成 29 年 12 月 1 日

輪島市監査委員 高野哲男 様

輪島市監査委員 漆谷豊和 様

輪島市長 梶

文



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 放送課

監査執行年月日 平成29年11月1日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①ケーブルテレビ・インターネット使用料の滞納について 引き続き文書による督促・電話催告の徴収対策に努めると共に、いろいろ工夫して滞納額縮減に向け努力されたい。</p>	<p>滞納額の催告後、指定期日までに納付または連絡がない滞納者に対しては、サービス停止の強制措置を取り、分割納付計画についての相談を受けている。 昨年度から催告状の発送対象とする滞納月数を短縮し、新規滞納額発生の抑制と併せ徴収対策を強化した結果、昨年度の監査資料に計上した滞納繰越分3,861,196円について、その後の徴収により、今年度の監査時点では3,323,659円と、13.9%縮減したが、今後についても催告対象月数の見直しや分割納付計画の相談をよりきめ細かに対応するなどし、更なる滞納額縮減に努めていく。</p>	措置済